

平成22年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の実績の概要

平成23年8月30日

独立行政法人物質・材料研究機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成22年度における独立行政法人物質・材料研究機構の温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要をまとめたので、公表する。

1. 平成22年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成22年2月5日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている事項のうち、電気の供給を受ける契約において、以下のとおり環境配慮契約がなされた。

(1) 電気の供給を受ける契約

●目黒地区

契約期間	平成22年4月1日～平成23年3月31日
契約電力	1,050kW
予定使用電力量	4,136,000kWh
契約方式	事業者の環境配慮の取組状況により入札参加資格を制限する一般競争入札（裾切り方式）※
入札申込者	1者（入札参加資格に適合した者：1者）
落札者	東京電力株式会社 東京支店品川支社

※裾切り方式：当該入札の申込者のうち、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギー

一活用状況、新エネルギー導入状況及びグリーン電力証書の調達者への譲渡予定量に係る数値をそれぞれ点数化し、その合計が基準以上である者の中から、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするもの。

(2) 自動車の購入及び賃貸借に係る契約、船舶の調達に係る契約、省エネルギー改修事業（ESCO 事業）に係る契約及び建築物の設計に係る契約については、該当する案件がなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

○環境配慮契約を推進するための体制として、環境配慮に関する方針、行動計画及び環境負荷の低減に向けた取り組み等を審議、検討するために設置された「環境配慮促進委員会」を活用することとしている。

○機構内において、環境配慮契約法及び基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した調達を推進するよう周知を図った。